

融資制度及び信用保証料補助のご案内

北海道経済部地域経済局中小企業課
北海道信用保証協会

1 北海道の融資制度の概要

| 制度名 | 中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 | |
|---------|---|-----------|
| | 経営環境変化対応貸付【災害復旧】 | |
| 融資対象者 | (1) 道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であつて、平成30年北海道胆振東部地震の直接又は間接の被害により、経営に影響を受けているもの <適用地域> 道内全市町村 (2) 中小企業者信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※特定中小企業者の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要となります。 ① 指定地域において、1年以上継続して事業を行っていること ② 平成30年北海道胆振東部地震の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること <指定地域> 道内全市町村 <指定期間> 平成30年9月6日～平成30年12月18日 | |
| 資金用途 | 設備資金 | 運転資金 |
| 融資金額 | 8,000万円以内 | 5,000万円以内 |
| 融資期間 | 10年以内（据置2年以内） | |
| 融資利率 | 固定金利 年1.0%（融資期間5年以内） 年1.2%（融資期間10年以内） 変動金利 年1.0%（融資期間が3年を超える借入の場合に限る） | |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります。 | |
| 取扱期間 | 平成31年3月31日まで | |
| 取扱金融機関 | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合 | |

2 信用保証料割引及び補助の概要

上記資金は、すべて信用保証協会の保証付きとします。

【信用保証協会に支払う保証料率】

| 地域 | 保証制度 | 保証制度適用期間 | 通常の料率 | 保証協会の割引 | 割引後の料率 |
|--------------------------|--------------|-------------|------------|---------|------------|
| 道内179市町村 | 一般保証 | — | 0.45～1.90% | 1割引（※） | 0.40～1.71% |
| | 経営安定関連保証（4号） | H30.12.18まで | 0.60～0.88% | 2割引 | 0.48～0.70% |
| 局地激甚災害に指定された厚真町、安平町、むかわ町 | 災害関係保証 | H31.3.31まで | 0.60～0.88% | 2割引 | 0.48～0.70% |

信用保証協会による割引が適用されています

※一般保証適用の場合の割引はH31.3.29承諾分までが対象となります

【保証料に対する道からの補助】

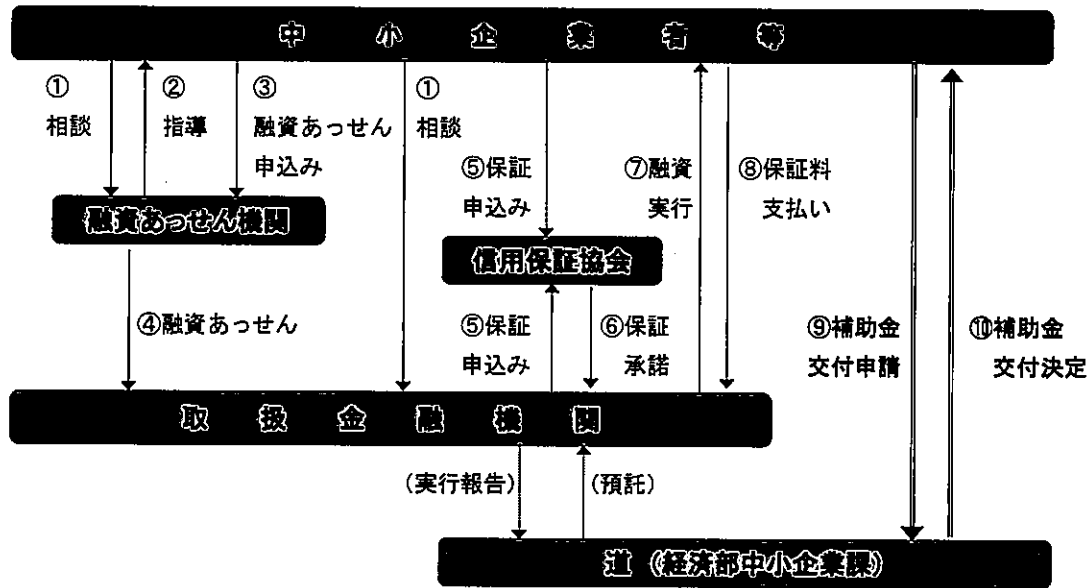
| 事業所の所在地 | 補助率 |
|--------------------------|---------------|
| 局地激甚災害に指定された厚真町、安平町、むかわ町 | 10分の10（保証料全額） |
| 上記以外の176市町村 | 3分の1 |

【例】融資金額1,000万円、融資期間10年
経営安定関連保証（保証料率0.70%）

↓
保証料(本来)：484,000円
保証料(割引後)：385,000円
1/3補助：128,333円
事業者負担額：256,667円

（裏面もご覧ください）

3 融資から補助金申込みまでの流れ



4 お申込み方法

借入れ及び補助を希望される方は、下記のとおり申し込んでください。

| | 融資の申込み (上図の③) | 補助金の申請 (上図の⑨) |
|------|---|--|
| 申込先 | 事業所所在地の商工会議所、商工会 | 道 (経済部中小企業課) |
| 必要書類 | ①融資あっせん申込書 ②決算書2期分 ③商業登記簿謄本 (法人の場合) ④見積書又は契約書 (設備資金の場合) ⑤災害復旧に係る調書 (第8号様式) ⑥市町村長等が発行するり災証明書の写し (直接被害を受けた場合のみ) ⑦市町村長が発行する認定書 (経営安定関連保証を利用する場合) | ①補助金等交付申請書 ②信用保証料の受領証明書 (交付要綱別記様式、金融機関に発行を依頼してください) ③融資あっせん申込書の写し (あっせん機関の押印があるもの) ④信用保証協会が発行する「信用保証料決定のお知らせ」の写し及び「信用保証書」の写し ⑤口座振替払申出書 |

(注) 補助金の申請について

申請期限は、融資を受けた日から30日以内かつ平成31年3月29日までとなります。

5 お問い合わせ先

融資制度、補助金、保証料についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。なお、融資制度の概要や必要書類のダウンロードは、次のホームページをご覧ください。

(融資制度、補助金について)

北海道経済部地域経済局中小企業課金融グループ

住所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
 電話 011-204-5346 (直通) (平日) 8:45~17:30
 FAX 011-232-8127
 E-mail keizai.chushokigyol@pref.hokkaido.lg.jp
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/index.htm>

「北海道 制度融資」
で検索

(保証料について)

北海道信用保証協会 業務部業務課

住所 〒060-8670 北海道札幌市中央区大通西14丁目
 電話 011-241-2234 (平日) 8:55~17:10
 FAX 011-221-1089
 E-mail gyoumu@cgc-hokkaido.or.jp